

労働時間延長をめぐるドイツの労使交渉

—公務部門の動向を中心に—

久本 憲夫

京都大学大学院教授

はじめに……ドイツの苦難

時短先進国といわれたドイツでは、高失業に対してワークシェアリングで雇用を分かち合うという試みが大規模におこなわれてきた。また労働時間の短縮を実行あるいは維持するために、労働時間の柔軟化も実にいろいろなやり方で進められてきた。個人レベルの柔軟化（いわゆる労働時間口座、変形労働時間の一種）だけでなく、職種などによる柔軟化（労働協約に基づく平均週労働時間の制限のなかで、たとえば週40時間働く人々と週35時間働く人々の並存をみとめる）などもある。ところが近年、製造業では工場閉鎖やドイツ国外への工場移転を防ぐ目的で、労働時間延長の動きが活発化している。そのなかで、公的部門では、財政難を理由とし

た労働時間延長をめぐる争議が発生した。

ドイツ統一以来、旧西ドイツ（以後は単に「西地区」と呼ぶ）から旧東ドイツ（以後は単に「東地区」と呼ぶ）への財政支援は現在でも続けられている¹。さらに、旧ソ連を中心とした「ドイツ人」の大量帰国ならびに、旧ユーゴ内戦などによる東欧からの大量の難民、さらに最近では、ポーランドなどからの契約労働者の大量流入など、高失業にもかかわらずドイツには人口流入が長く続いた。1991年から2004年までの15年間に純流入人口（流入-流出）は、実に613万人に及んでいる²。ようやく、こうした流れは収束しつつある。ピークの1992年に純流入は78万人を越えていたが、1999-2002年は毎年平均20万人程度となり、2004年には8万3千人にとどまる。純増の内訳をみると、旧ソ連からの「ドイツ人」ならびにその家族が6万人弱を占める。あとはポーランドからの季節労働者が3万5千人ほどの増加となっている。これはドイツの労働市場あるいは財政にとっては、明るい兆候である。また、ごく最近では、サッカーWカップの開催の影響もあつてか、雇用状況は若干回復している。ILO基準による失業率は2006年6月で、西地区で7.0%、東地区（ベルリンを含む）11.0%であり、合計で7.8%となった³。しかし、その水準が依然として高いことに変わりはない。

労働運動の観点からみれば、労働協約をベースとする労使関係が未成立だった東地区での大量失

ひさもと のりお

1955年福岡県生まれ。京都大学大学院経済学研究科博士後期課程中退。京都大学博士（経済学）、京都大学経済学部助教授を経て、1998年より京都大学大学院経済学研究科教授。単著として『正社員ルネサンス』（2003）中央公論新社、『企業内労使関係と人材形成』（1998）有斐閣。共編著として『会社が割れる！電機産業に何がおこったか—事業再編と労使関係』（2005）日本評論社など。

業は、労働協約体制を脆弱なままにし、さらに旧西地区にまでその影響が及んでいる。組合組織率の急減など、ドイツの労働組合運動はきびしい試練にさらされているのである。こうした環境のなかで、この間ドイツでは労働時間延長の動きが活発となってきた。世界に先駆けて週40時間労働を獲得した国での逆流はどのように進んでいるのであろうか。小論では、近年にない大規模な争議に発展した公務員の労働時間延長問題を紹介することしよう。⁴

1 労働組合員の減少と産別組織の統合

本題に入る前に、組合組織について一瞥しておくことにしよう。図表1からわかるように、ドイツ労働総同盟(DGB)傘下の組合は、現在ではわずか8つである。この10年あまりで、組合員数は3分の2に減少している。この数は、1970年当時の旧西ドイツだけでの組合員数(DAGを除く)とほぼ同じである。2005年1年間だけで、約23万5千人減少している。また、統一サービス労組(Ver.di)と金属労組(IG Metall)の2つだけで、DGBの約7割を占める。小規模な産業別組合を吸収した金属労組とは異なり、Ver.diは、公務員・運輸・商業・金融などを総合する組合として、実に多種多様な労働協約交渉を進めることとなる。Ver.diの成立についてはすでに紹介した(久本(2005))ので、ここでは省略するが、この労働組合の成立に伴い、従前はDAGと協調関係にあったいくつかの労働組合が、現在では独自の動きをしている。

さて、ドイツの公務員は、官吏(Beamte)・職員(Angestellte)・労働者(Arbeiter)に分かれる⁵。官吏はスト権はなく、賃金・労働時間などの労働条件は議会で決定される。他方で雇用保障が強く認められている。それに対して、同じ公務員であっても職員や労働者は私企業と同じ雇用関係にある。雇用主が連邦・州・市町村というだけである。従来は、統一的な労働協約によって、労働条件の改定

がおこなわれていたが、以下でみるように、今回の労働時間をめぐる争いのなかで、労働協約の分裂・分化が明らかとなっている。

DGB傘下では、Ver.di、教育科学労組、警察労組が多くを公務員を組織化している。官吏を中心とするナショナルセンターとしては、ドイツ官吏同盟(DBB)を忘れてはならない。42の職業別・職域別労働組合からなり、現在127万5千人の組合員を抱える(2005年)。うち、官吏が92万人、職員が31万人、労働者が4万人である。官吏はスト権がなく労働協約は締結しないが、公務員たる職員・労働者の労働協約締結のため、DBB内で協約連合(Tarifunion)をつくり雇用主である連邦・州・市町村と労使交渉をおこなう。Ver.diと異なりDBBはこの7年間で9万人弱組合員数を増加させている(DBBのHPより)⁶。

2 労働時間延長をめぐる動き …公務部門を中心に⁷

(1) 金属産業での労働時間延長の動き⁸

時短政策を推し進めてきた金属産業において、近年雇用確保の観点から労働時間延長の動きが現れていることはすでに紹介されている。1つは一定の条件をみたせば、事業所従業員の5割まで週40時間を導入できるというものである。この条件とは、具体的には、労働協約では、協約対象ホワイトカラーの上限に近い層であるK6・T6・M4あるいはEG14以上の従業員⁹(1ユーロ=148円換算で、月給50万円程度以上に相当)が5割以上いる事業所であるということであり、事実上、本社や研究開発部門に限定される。また時間延長は賃金に跳ね返るのであり、個人にとっては増収となる。

もう1つは、雇用確保の観点から個別事業所に締結されているものである。代表例としては、携帯電話を製造するジーメンス社の2工場がある。雇用保証のために2年間の期限付き補足協定が結ばれた。主要内容は、年間労働時間を1760時間(週40

図表 1 ドイツ労働組合の比較 (1994 年末と 2005 年末)

1994年	組合名	組織人員	構成%	2005年	組合名	組織人員	構成%
	公務・運輸・交通労組	1,877,651	19.2	統一サービス労組 (Ver.di)	2,359,392	34.8	
	郵便労組	546,906	5.6				
	商業・銀行・保険労組	545,270	5.6				
	メディア労組	215,155	2.2				
	ドイツ職員労組 (DAG)	507,478*	—				
	金属労組	2,995,738	30.7	金属労組 (IG Metall)	2,376,225	35.1	
	木材・合成物質労組	179,678	1.8	鉱山・化学・エネルギー 労組	748,852	11.0	
	繊維・衣料労組	234,240	2.4				
	化学・製紙・窯業労組	742,367	7.6				
	鉱山・エネルギー労組	390,000	4.0				
	皮革労組	25,043	0.3				
	建設・土石労組	652,964	6.7	建設・農業・環境労組	391,546	5.8	
	農林労組	90,281	0.9				
	ドイツ鉄道労組	423,163	4.3	トランスネット	259,955	3.8	
	教育科学労組	316,196	3.2	教育科学労組	251,586	3.7	
	食料・飲食・レストラン労組	336,239	3.4	食料・飲食・レストラン労組	216,157	3.2	
	警察労組	197,482	2.0	警察労組	174,716	2.6	
	ドイツ労働総同盟 計	9,768,373	100.0	ドイツ労働総同盟計	6,778,429	100.0	

*ドイツ職員労組 (DAG) はドイツ労働総同盟 (DGB) には属していなかった。制度上はドイツ労働総同盟と並ぶナショナルセンターであったが、現在はDGB内の4労組と組織統合した。なお、組織人員は1995年の数字で、1994年のDGB計には含まない。
出典：<http://www.dgb.de/dgb/mitgliederzahlen/mitglieder.htm#>

時間相当、これは週35時間から事実上14%の労働時間延長)、既存のプレーミアン賃金¹⁰の時間賃金への移行（これは事実上12%の賃率低下）である。さらに各種手当の削減があった。つまり、これは主力のブルーカラー労働者に対しては、時間延長と単価引き下げで、手取り賃金削減を最小限とした上での労働時間延長を意味するものとおもわれる¹¹。

(2) 官吏の労働時間延長への動き

公共部門での時間延長の動きは左派連立政権ベルリンで始まった。ベルリンは、多額の財政赤字に悩んでおり、厳しい経費削減が至上命令となっていた。2002年10月17日に、左派連立政権である

ベルリン市政府 (SPD/PDS)¹²と公務員関係諸労組 (DGB傘下のVer.di、教育科学労組、警察労組、建設・農業・環境労組の共同交渉団)との交渉が決裂した。市政府は、毎年5億ユーロの削減を提案したが、決裂したため、さしあたり「決裂時の措置」が発動された。提案内容は、つぎのとおり。

- 4年間の賃金据え置き、3年間の休暇手当の停止、中級以上でのクリスマス手当の停止、週労働時間の37時間への移行、採用の教師・警官・消防署・裁判所への限定（あとは自然減）、雇用保証。
- 決裂時の措置は、官吏の週労働時間の42時間への延長、教師・警官・消防署・裁判所で

の採用停止、連邦参議院のイニシアティブで官吏の給与を州の決定事項とし、官吏の休暇手当の廃止、ベルリンの地方自治体使用者連盟(VKA)から脱退し、2003年2月1日からの公務員(官吏・職員・労働者)の将来的賃上げの廃止、2005年からの会社都合解雇の可能性。

この結果、2003年1月からベルリンの約7万5000人の官吏は週42時間労働となった。たとえば官吏である教師¹³の義務授業時間数も長くなり、学校によっては週4時間長くなることも出た。いずれにせよ、当時としては連邦官吏の週労働時間が38.5時間であったから、ベルリンの官吏は連邦官吏よりも週3.5時間、たいていの州よりも週2時間は長く働くこととなった¹⁴。これによって年間1億3500万ユーロ削減されると言われていた。ベルリン左派政権の措置に対して、保守政党のCDUは「市政府は5%の労働時間延長で3000人の定員を削減した」と安んじて非難した。

教師についていえば、ベルリンではこうした義務授業時間数の延長に対して、教育科学労組(GEW)が6月27日に4000人規模の警告ストをおこなった。なお、官吏である教師にはスト権はないため、当局は、スト参加者の賃金カットと人事票への記入をおこなったという。

ベルリンでの労働協約をめぐる交渉は、2002年10月の決裂後もおこなわれ、2003年7月末に決着した。主たる内容は、職階に応じて、8~12%の週労働時間短縮し、それにに応じて、基本給・諸手当も8~12%切り下げる。平均すると週労働時間は37時間となる。連邦公務員(官吏除く)に準じて2.4%の賃上げをさかのぼって認める。2009年末までの雇用を保証する。つまり、平均10%に及ぶワークシェアリングと雇用保証という、ドイツの従来の労使協定のパターンが踏襲されたわけである。これによって、全面的な採用ストップによる自然減を緩和する採用が、若干みとめられることとなった。

官吏は交渉妥結にともない8月から週40時間になっている。ただ、教師は例外とし、教師の義務授業時間数(週労働時間数ではない)はもとに戻らなかった。実質的な労働時間延長が実行されたのである。また、官吏は休暇手当が廃止され、クリスマス手当も大幅削減された。そのため、教育科学労組はこの協約において、職員である教師(官吏としての教師ではなく)の協約に反対し、この協約から職員である教師の規定は除かれた。また、ドイツ官吏同盟は、一般官吏と官吏としての教師の扱いが労働時間に関して異なることを官吏のなかに分離を持ち込むものとして批判した。

(3) 官吏の労働時間延長が他の州に波及、さらに公務員全体へ

官吏の週労働時間延長の動きは、その後活発化する。2003年9月には、バーデン=ヴュルテンブルク州(CDU/FDP政権)が、週労働時間を41時間に延長した。さらに同月、今度はヘッセン州が10億ユーロの削減プログラムを発表した。あらゆる予算の削減とならんで、公務員のクリスマス手当の廃止と官吏の週労働時間の延長が提起された。これは、2004年1月1日から実行された。官吏の週労働時間は、50歳未満が42時間、50歳以上60歳未満が41時間、60歳以上が40時間とされた。

バイエルン州(CSU政権)が続いた。バイエルン州の予算を2008年までに15%削減することが目標とされ、公務員(官吏除く)の週労働時間を38.5時間から42時間へ、官吏のそれを40時間から42時間へと延長することを州政府は決めた。州知事ストイバーは、組合との合意が得られないならば、2004年3月24日に職員の労働時間規則についての労働協約を解約するだろうと前年の12月に発言した。そして実際、Ver.diなど公務員関連諸組合と諸州との労働時間に関する労働協約を諸州は解約した。バイエルン州では2004年5月以後に採用された公務員(官吏除く)は、週42時間労働となった。2004年9月からはバイエルン州の官吏も週

図表 2：官吏の週労働時間一覧（2006年3月時点）

使用者	時間	発効日	使用者	時間	発効日
連邦	41	2006.3.1	メッケンブルク・フォアポルメン	40	2001.1.25
州			ニーダーザクセン	40	1996.4.1
バーデン・ヴュルテンベルク	41	2003.9.1	ノルトライン・ヴェストファーレン*	41	2004.1.1
バイエルン	42	2004.9.1	ラインラント・プファルツ	40	1997.1.1
ベルリン*	40	2003.8.1	ザーラント	40	2001.1.1
ブランデンブルク	40	2001.12.4	ザクセン	40	1993.2.1
プレーメン	40	1997.6.1	ザクセン・アンハルト	40	1998.6.26
ハンブルク	40	2002.8.1	シュレスビヒ・ホルシュタイン**	40	2005.8.1
ヘッセン*	42	2004.1.1	チュービンゲン	42	2005.8.1

*ヘッセン州とノルトライン・ヴェストファーレン州は本文にあるとおり、年齢によって差がつけられている。バイエルン州はヘッセンとほぼ同様の規定である。ここでは、簡略化のため50歳未満官吏の週労働時間をあげた。

**シュレスビヒ・ホルシュタイン州は、2002年に39.5時間を40時間に延長した。さらに2006年8月1日から41時間に延長することになっている。

出典：http://www.dbb.de/dbb-beamtenbund-2006/3150_2884.php

42時間労働とされた¹⁵。労働組合が強く反発したのは当然のことであった。バイエルン州の財務関係の官吏組合は、抵抗のために「規則にもとづくサービス」、つまり一種の遵法闘争をおこなった。2006年3月時点での官吏の週労働時間の一覧が**図表2**である。

こうして、公務員は、労働時間延長へ進んでいく。諸州の協約解約によって、労働時間に関しては2004年5月から無協約状態となった¹⁶。従来、西地区で週38.5時間、東地区で週40時間だった州の公務員（官吏除く）の労働時間も、時差を伴いながら長くされていく。労働時間延長にともなう賃金の変化はない。つまり時間当たり賃金の大幅低下である。官吏の労働時間を一方的に長くしてから、他の公務員（官吏除く）の労働時間延長を官吏との「公正さ」から求める当局に対して、DBBは「諸州は官吏を『かなてこ』として使っている」と非難した。DBBは、官吏を含む公務員の一方的な労働条件の切り下げのなかで、Ver.diと協調関係を強めていくことになる。

Ver.diの委員長は、2004年11月17日シュットガルトで開かれた集会で週42時間への労働時間

延長によって、15万の雇用が失われると批判した。組合報道によればバーデン・ヴュルテンベルク州だけで4000人以上が抗議行動に参加した。州の公務員（官吏除く）の週労働時間は、協約破棄までに採用されていた者については、西地区では38.5時間のままであったが、2004年5月以後の採用者および昇進者については、多くの州で40時間から42時間まで延長されていた（**図表3**。ベルリンについては本文参照）。

Ver.diの要求にもかかわらず、世論は冷たかったとDie WELTは2005年1月21日に論評している。諸州の大幅な財政赤字のなかで、雇用の安定している公務員が週38.5時間以上働かないことへの批判的な雰囲気があるという。諸州は、労働時間の労働協約の破棄後、それぞれの州の事情に応じた労働協約を締結することを望んでいた。Ver.diとしては従来どおり統一的な労働協約を締結することを求めていたが、諸州の態度は硬かった。労働時間の大幅延長のなかで、ブランデンブルク州でも2005年2月には、2009年末までに全体の約13%に当たる人員削減が決議された。

他方、連邦と市町村は、諸州とは異なり、労働時間

図表 3：旧西ドイツ諸州の労働協約対象者の労働時間

使用者	既就業者	2004年5月以後採用者*	使用者	既就業者	2004年5月以後採用者*
バーデン・ヴュルテンベルク	38.5	41	ニーダーザクセン	38.5	40
バイエルン	38.5	40～42	ノルライン・ヴェストファーレン	38.5	41
プレーメン	38.5	38.5	ラインラント・プファルツ	38.5	38.5
ハンブルク	38.5	40	ザールラント	38.5	40
ヘッセン	38.5	40～42	シュレスビヒ・ホルシュタイン	38.5	38.5

*新規採用者以外に昇進者も含む。

出典：http://www.dbb.de/dbb-beamtenbund-2006/3150_2884.php

に関する労働協約を破棄せず、労働組合と交渉を続け、2005年2月に大筋で合意した¹⁷。この協約は、連邦公務員については東地区と西地区ともに週39時間を予定していた。従来、公務員の週労働時間は西地区で38.5時間、東地区で40時間であったから、この点ではドイツ全体で統一が初めて実現した。他方、市町村の公務員については、週平均労働時間は東地区では40時間、西地区では38.5時間であり以前と変わらない。ただ西地区では郡(ベチルク)レベルの協約で40時間まで延長することができることとされたのであり(労働協約の開放条項)、西地区の市町村については労働時間延長の可能性が開かれたともいえる。Ver.diからすれば、各市町村が労働時間の延長を求めた場合、個別に交渉しなければならなくなったのである¹⁸。

これまでは、州・市町村は、職員について、ともに「連邦職員労働協約」(BAT)に準拠していたが、諸州と連邦・市町村は別々の交渉となった。2005年4月下旬、Ver.diおよびドイツ官吏同盟の協約連合と諸州の労働協約交渉は決裂した。Ver.diの委員長によれば、Ver.diは労働時間延長に対して一定の譲歩をしたにもかかわらず、連邦・市町村と合意した案を諸州が拒否したのである。労働協約の解約によって、新規採用や昇進した公務員(官吏除く)に対して、諸州は長時間働かせることができるようになっていた。また、休暇手当・クリスマス手当の協約も解約されていた。他方、諸州の協約共同交

渉団議長メーリング(CDU)は、「1日18分だけ長く働くだけである。週40時間労働を求める諸州と38.5時間を求めるVer.diとの違いはそれだけである。この差は、(公務員という)より確かな雇用保障を考慮に入れば、妥当である。」という趣旨の発言をしている。しかし、話はそう簡単ではない。Ver.diにとって「労働時間延長は10万以上の雇用削減を意味する」からである。

公務員の労使紛争は、2005年9月の連邦議会選挙までは小康状態になった。選挙の結果、11月に、CDU/CSUとSPDの大連立メルケル政権が成立した。新政権は早速、連邦官吏の週労働時間を40時間から41時間への延長に合意し、2006年3月から実施した。

州レベルの争議は、やや複雑である。実際の争議は、市町村公務員の労働時間延長を始めとするものであったが、それは諸州レベルの統一労働協約の交渉とも密接に関連していたからである。州レベルの争議は、まずバーデン・ヴュルテンブルクでおこった。この州の市町村使用者団体(KAV)は労働時間協約を解約し、賃金を据え置き労働時間を40時間に延長することを求めた。協約解約の結果、12月から労使の平和義務がなくなり、約1万人がデモに参加した。Ver.diの評価によれば、週40時間への労働時間延長は州で6千人、市町村で4千人の削減を意味する。州の当局者はこれに対して、「官吏は週41時間となる。官吏以外の公務員もこれに

図表 4：州の週労働時間延長

州	実際の週労働時間	新・平均週労働時間
バーデン・ヴュルテンベルク	39.05	39.45
バイエルン	39.33	39.73
プレーメン	38.90	39.30
ハンブルク	38.76	39.02
ニーダーザクセン	38.98	39.38
ノルトライン・ヴェストファーレン	39.32	39.72
ラインラント・プファルツ	38.80	39.10
ザールラント	38.90	39.30
シュレスビッヒ・ホルシュタイン	38.60	38.70

近づけることが必要だ」と述べた。シュットガルトでは約半分の幼稚園がスト閉鎖されたほか、他の都市でもストライキがおこなわれた。ストは2006年2月6日から本格化した。バーデン・ヴュルテンベルク州の市町村公務員の労働協約は4月に合意が成立したが、2ヶ月間にわたるストでは、ゴミ収集、幼稚園、アウトバーンの道路管理局、大学などの公務員が断続的に参加した。とくにゴミ収集は衛生上の問題もあることから、私企業によるゴミ収集への要求も強まり、ストの方法はVer.diにとっても頭の痛いものであった。それは、単にスト破りという意味だけでなく、民営化のいっそうの促進となりかねないからである。公務部門のストライキはドイツにおいても、世論の支持をえることは容易ではない。労働条件の一方的な切り下げであるという意味では、一定の納得は得られるとしても、町にあふれるゴミや幼稚園・病院の閉鎖など、基本的な市民生活への影響がある。

2月13日には、ノルトライン・ヴェストファーレン州では大学病院の数千人の職員が、バイエルン州ではほとんどの道路管理事務所がストに入った。組合報道によれば、全国で2万2千人以上がストに入った。16日には3万3千人にスト参加者は増えた。

ストライキは実に14週間に及んだ。実に粘り強い闘争であった。2006年5月19日に締結された

諸州協約共同交渉団とVer.diならびにDBBの協約連合と締結された州レベルの労働協約の内容のうち労働時間に関するところだけを紹介することにしよう。

週38.5時間労働は、全体してみれば、延長されることとなった。計算の基準は、労働協約の解約後、採用者や昇進者に長い労働時間が適用されていたことから、38.5時間ではなく、「実際の週労働時間」が計算されることとなった。これは調査時点で実際に働いている公務員（官吏除く）の所定週労働時間の加重平均である。協定された「新・平均週労働時間」の算定式はつぎのとおりである。

「新・平均週労働時間」= 38.5 + (実際の週労働時間 - 38.5) × 2

ただし、「(実際の週労働時間 - 38.5) × 2」が0.4よりも大きいときは、0.4とする。

その結果、州ごとの平均週労働時間は図表4のとおりとなった。なお、東地区は週40時間である。

なんとか、統一労働協約は確保されたが、従来の統一的な週労働時間は分解した。また、「新・平均週労働時間」には、新たな意味がある。つまり、職種によって、38.5時間が維持されており、逆にいえば、週40時間やそれ以上の公務員も存在することとなった。また、パートタイマーについていえば、フルタイマーと同様に時間当たり賃金の計算がされ

ているので、労働時間が従来どおりであれば、4%近い賃下げとなる。そのため、本人が申請すれば、賃金が同じとなるレベルまで労働時間を長くすることが認められることとなった。

●おわりに

公務員の週労働時間延長をめぐる争いは、この労働協約をもって大きな山を越えた。Ver.diは、公務員(官吏除く)において「平均」という形で週40時間を下回することに成功した。しかし、従前の38.5時間からすれば、明確な後退である。こうした公務員の動きは、民間企業の動きとも深く関係している。このストライキは、Ver.diだけでなく、DBBの協約連合も参加し、共同歩調をとったことは特筆すべきことである。DBBはこの闘争を「ストがなければ、妥協もなかった」と総括している。Ver.diとDBBの距離は今までになく近くなっている¹⁹。

最初に述べたように、市場の拡大というプラスがありつつも、ドイツ経済は労働運動という観点からはきびしい環境条件のもとにあった。旧東ドイツ地区への巨額の財政支援のための財政赤字、高失業にもかかわらず、旧ソ連からの大量の「ドイツ人家族」の帰還、東欧難民の大量流入という人的圧力は、労働組合運動にきびしい制約を課してきた。しかし、そうした圧力は近年かなり緩和しているように思える。東地区の復興も少しずつ進みつつある。人材の高度化、女性労働力の増加、派遣労働の規制緩和、組合運動基盤の弱い東地区の再構築と課題は多い。小論で論じることはできなかったが、賃金・労働時間を企業外部で社会的に決定するという広域労働協約を中心とする体制は崩れてはいない。また、ホワイトカラーとブルーカラーの別々の賃金制度というあり方は徐々に消えつつある。金属産業や化学産業ではこの動きはかなり進んでいるし、公務員もついに一本化した。組合の主張がようやく実現しつつある。また、最近では組合は最低賃金制を強く主張している。これ自体は、協約自治体制

の弱体化の結果といえなくもないが、社会的に公正な労働条件の実現を進める組織として、組合運動は活躍しているのである。■

《参考文献》

- 高橋友雄(2005)「最近のドイツ金属産業における雇用保障と労働条件をめぐる労使対立」、大原社会問題研究所雑誌、No.555、52-56頁
- 自治体国際化協会(2003)『ドイツの地方自治』
- 戸原四郎・加藤榮一・工藤章編(2003)『ドイツ経済—統一後の10年』、有斐閣
- 久本憲夫(1999)「ドイツ自動車産業の賃金制度」、日独労働法協会編『日独労働法協会会報』第2号、17-58頁。
- 同上(2003)「ドイツの外国人と新移民法」『国際経済労働研究』2月号、15-22頁。
- 同上(2005)「逆風のなかのドイツ労働組合運動」『国際経済労働研究』8月号、15-21頁
- 吉田和央(2004)「ドイツ—受け入れ政策の経緯と新移民法」、労働政策研究・研修機構『Business Labor Trend』2004年12月号、30-31頁。
- 日本労働研究機構(1998)『ドイツ企業の賃金と人材育成』(執筆は、久本憲夫・竹内治彦)
- 和田肇(1998)『ドイツの労働時間と法』、日本評論社
- Bundesministerium der Finanzen(2002)『Solidarität im Bundesstaat; Die Finanzverteilung』
- Bundesamt für Migration und Flüchtlinge(2005)『Migration, Integration und Asyl in Zahl. 13. Auflage』

《注》

- 1 ドイツ統一後の状況については、戸原ほか(2003)を参照。旧東ドイツ地区への財政資金投入の詳細については、同書第5章、Bundesministerium der Finanzen(2002)、自治体国際化協会(2003)第8章を参照。
- 2 Bundesamt für Migration und Flüchtlinge(2005)『S.12. より筆者の計算。』
- 3 <http://www.destatis.de/indicators/d/arb430ad.htm>。念のためにいえば、これは国際比較のために作られている失業率であり、ドイツで通常報告される業務統計による失業率ではない。
- 4 移民については、さしあたり、久本(2003)、吉田(2004)。労働組合の産業別再編と派遣労働をめぐる動きについては、久本(2005)を参照。
- 5 一般に「職員」はいわゆる「ホワイトカラー」、「労働者」はいわゆる「ブルーカラー」という意味である。ドイツの公務員制度については、自治体国際

- 化協会 (2003) を参照。
- 6 ほかの重要な組合としてはキリスト教労働組合がある。これについては、久本 (2005) を参照されたい。
 - 7 煩雑となるので個別に出典は示さなさいが、主として参考としたのは、Die WELT を中心として、いくつかの新聞・雑誌、Ver.di、DBB、政府・自治体などの HP である。
 - 8 これについては、高橋 (2005) が詳しい。
 - 9 K は事務系、T は技術系、M は職長、EG は工職一本の報酬体系での報酬ランクを示す。
 - 10 プレーミエン賃金については、日本労働研究機構 (1998) 第 3 章。自動車産業での各種賃金形態の具体的な運用実態について、詳しくは久本 (1999) を参照。
 - 11 昨年ジーマスはこの携帯電話部門を台湾の明基電通を売却した。そのため、経営はジーマスから明基電通に移行した。明基電通は、ドイツでの 500 人以上の人員削減を計画しているが、現在約 1900 人が働く上記の 2 工場での 2 年間の期限付き補足労働協約は延長した模様である (2006 年 7 月 11 日付 Financial Times Deutschland 電子版)。
 - 12 ドイツの主要政党は、保守党とされ、バイエルン州以外にある「キリスト教民主同盟 (CDU)」とその姉妹党でバイエルン州のみにある「キリスト教社会同盟 (CSU)」、労働者政党といわれる「社会民主党 (SPD)」が大政党である。CDU/CSU と SPD が二大政党であり、現在、連邦政府がこの二大政党による大連立政権であるのは周知のとおりである。その他の主要政党は、自由主義・市場主義的政党である「自民党」、環境政党である「緑の人々」、旧東ドイツの社会主義政党流れを汲む「民主社会党」(PDS) である。民主社会党は、一般的に最左派といわれ、ベルリンはドイツのなかで最も左派の政権である。
 - 13 教師は原則としては官吏であるが、職員である (公務員) ケースもある。職員であれば、雇用保証は存在せず、代わりにスト権があり、労働協約を締結することになる。全く同じ仕事をするのに、官吏と職員が並存している。東地区の教師はほとんどが職員であるという。ただし、ベルリンの教師はほとんどが官吏である。
 - 14 この時点では、官吏の週労働時間はノルトライン = ヴェストファーレン州、ハンブルク、ヘッセン州はまだ 38.5 時間であった。ただ、後にみるように 2006 年 3 月時点ではそれぞれ、40 代までの官吏はそれぞれ 41 時間、40 時間、42 時間となっている。
 - 15 ただし、年齢による格差をつけるとされている。今後、公務員 (官吏も含む) は 50 歳未満は週 42 時間、50 代は 41 時間、60 歳以上は 40 時間という計画である。
 - 16 ただし、協約共同交渉団からヘッセン州とベルリンは離脱しており別行動をとる。
 - 17 労働協約が締結されたのは、2005 年 9 月 13 日であり、10 月 1 日に発効した。
 - 18 この労働協約では、ほかの重要な点でもいくつか根本的な変更がみられた。公務員制度上大きなテーマであるが、紙幅の関係で割愛する。要点を述べれば、職員 (ホワイトカラー) と労働者 (ブルカラー) それぞれの労働協約が一本化され、賃金表も一本化された。つまり工職区分が廃止された。年齢による定期昇給が廃止され経験年数による 6 段階に改組された。配偶者手当と児童手当が廃止された。長期的には、賃金総額の 8% は業績によって支給されるように変更された。将来、週 45 時間・1 日 12 時間労働が可能となった。最も単純な職務の賃金が大幅に下げられた。
 - 19 公立病院の医師については、違った動きがあった。旧 DAG の Ver.di への統合をきっかけとして、従来 DAG と共闘関係にあった職業別組合が独自の動きを始めているのが近年の傾向である。ひとつは航空産業であり、もうひとつは公務員の医師の組合である「マールブルガー同盟」の動きである。この医師労働組合は、医師のごく一部しか組織化していない Ver.di が当局と労働協約を締結するのは不当であるとして抗議し、波動的なストライキを実施していた。マールブルガー同盟によれば、とくに若年医師に対する大幅賃上げに Ver.di が同意したことは許しがたいことであった。これに対して、行政当局は、Ver.di と DBB の協約連合との労働協約をマールブルガー同盟も認めるように主張している。これに対して、医師のみを対象とする別個の労働協約を締結するように、医師労組は主張した。マールブルガー同盟の HP によれば、公立病院の医師 14 万 5 千人のうち、Ver.di の組合員は千人に満たないのに対し、この同盟は約 11 万人を組織化しているという。2006 年 8 月 2 日の全国抗議行動では、全国 115 都市で約 1 万 5 千人の医師がストに参加し、ハノーファーで開かれた抗議集会には約 4 千人の医師が集まったという。医師の労働時間は週 42 時間とされているが、マールブルガー同盟の抗議は労働時間延長よりも賃金引下げにあった。このストはマールブルガー同盟の勝利に終わり、独自の協約締結に成功している。